

<福祉医療費助成制度の対象の方へ>

下記をご覧ください、該当する場合は手続きをお願いします。

【払戻しの手続きが必要な場合】

通常、県内では保険証と受給者証の提示で医療機関等の窓口負担は、受給者証に記載の金額となりますが、次のような場合には受給者証の一部負担金が適用されません。下記に該当する場合は申請していただくことにより、医療費と一部負担金の差額を助成します。

- ① 兵庫県外の医療機関等（医科・歯科・調剤など）を受診したとき
- ② ハリ・キュウの診療などで受給者証が使えなかったとき
- ③ 福祉医療の受給者がコルセットなどの補装具を装着したとき
- ④ 高齢期移行医療で1カ月の一部負担金の合計額が限度額を超えたとき
- ⑤ 南あわじ市で(高齢)重度障害者医療・母子家庭等医療の受給者となり入院が連続して4ヵ月以上になったとき
(本来4ヵ月目以降の一部負担金はなし。転院などで一部負担金を支払ったとき。)
- ⑥ 福祉医療の受給者が保険証を提示せず受診したとき



<払戻しの手続きに必要なもの>

- (ア) 医療機関等（医科・歯科・調剤）の領収書
- (イ) 健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- (ウ) 医療費受給者証
- (エ) 振込口座の分かるもの（通帳等） ※(ア)～(エ)までは支給を受ける全員が必要です

(オ) 補装具を装着した、または保険証の提示なく受診された場合は加入保険からの療養費の支給額が分かるもの

(南あわじ市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入以外の方)

(カ) 補装具・小児治療用眼鏡などを作成した場合は、医師の装着証明書（作成指示書）と購入金額がわかる領収書（いずれもコピー可）

(キ) 加入保険から高額療養費や附加給付金の支給がある場合は、その支給額の分かるもの
(南あわじ市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入以外の方)

※(オ)～(キ)については該当する場合のみ提出をお願いします

【福祉医療の助成対象外となるとき】

- ① 学校等管理下の負傷で日本スポーツ振興センターの給付を受けるとき
- ② 他の公費負担医療の給付（障害者自立支援医療、特定疾患等）を受けるとき
- ③ 食事代・診断書料・おむつ代・衣類洗濯代・差額ベッド代などの保険適用外のもの
- ④ 健康診断（乳幼児1ヵ月健診を含む）にかかる費用

《申請時と状況が変わった場合は届出をお願いします》

変更の内容によっては助成金の返還または医療費の差額支給が生じる場合があります。
総合窓口センターへ届出をお願いします。

よろしくお願いします

<例>

- ・住所を変更した
- ・保険の種別が変わった
- ・扶養義務者（受給者の生計を維持されている方）が転居・転出等により受給者の生計維持者が減った
- ・転居・転入により受給者の扶養義務者が増えた
- ・母子家庭等医療を受給されている方で、婚姻予定がある、あるいは婚姻の届出はないが夫婦として生活するようになった、または母が妊娠したなど



《特定疾病療養受療証をお持ちの方へ》

特定疾病療養受療証をお持ちの方で、医療機関等での受診の際は必ず保険証・特定疾病療養受療証・福祉医療費受給者証を窓口にて提示して下さい。

特定疾病療養受療証・・・厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は医療機関等の窓口で提示いただくと自己負担額が限度額（所得に応じて、限度額が異なります。）までとなる証です。

※特定疾病療養受療証をお持ちでない方は、加入されている保険にて手続きをお願いします。

<厚生労働大臣が指定する特定疾病>

- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する（厚生労働大臣が定める） HIV感染症

《お問合せ先》 市民福祉部 長寿・保険課 医療保険係

TEL 0799 - 43 - 5257（医療保険係直通）